別記第４　蓄積名記述子

記述子タグ	記述子長	蓄積名
8	8	8×N

送出順

注１　記述子タグの値は、蓄積名記述子を示す0x02とする。

２　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

３　蓄積名は、モジュールを受信設備に蓄積する際の名称をテキスト形式で記述する領域とする。

別表第四号　セクション形式

ヘッダ部

テーブル識別	セクションシンタクス指示	‘1’	‘11’	セクション長	テーブル識別拡張	‘11’	バージョン番号	カレントネクスト指示	セクション番号	最終セクション番号	データ	CRC
8	1	1	2	12	16	2	5	1	8		8×N	32

送出順

注１　テーブル識別は、データ領域に書き込むデータがダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの場合0x3Bを、ダウンロード・データ・ブロックメッセージの場合は0x3Cを書き込む。

２　セクションシンタクス指示は、‘1’とする。

３　セクション長は、セクション長領域より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、この値は、4093を超えてはならない。

４　テーブル識別拡張は、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Bの場合は別表第三号に示すトランザクション識別領域の下位16ビットと同一の値を、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Cの場合は別表第二号に示すモジュール識別領域と同一の値を書き込む領域とする。

５　バージョン番号は、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Bの場合は‘00000’を、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Cの場合は別表第二号に示すモジュールバージョン領域と同一の値を書き込む領域とする。

６　カレントネクスト指示は、‘1’とする。

７　セクション番号は、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Bの場合は‘00’を、テーブル識別領域に書き込まれる値が0x3Cの場合は別表第二号に示すブロック番号領域の下位８ビットと同一の値を書き込む領域とする。

８　最終セクション番号は、データ領域に書き込むデータが同一のダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージ又はダウンロード・データ・ブロックメッセージのセクション形式のうち、メッセージの最後のデータを書き込むセクションのセクション番号領域と同一の値を書き込む領域とする。

９　データは、ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージ又はダウンロード・データ・ブロックメッセージを分割した一部のデータとする。

10　ＣＲＣは、ITU-T勧告H.222.0に従うものとする。

○総務省告示第三百十号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八条第一号及び第二号の規定に基づき、スクランブルの方式を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十五年総務省告示第四十号（スクランブルの方式を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

１　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第二号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、ＴＳパケット（伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。）のペイロード部とする。

二　スクランブルの手順は、別表第一号のとおりとする。

三　標準方式第四章第一節に規定する放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず別表第一号から別表第三号までのいずれかとする。

２　標準方式第八条第二号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、平成二十三年総務省告示第三百一号（映像信号のうちセクションごとに形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）第２項に定めるモジュールとする。

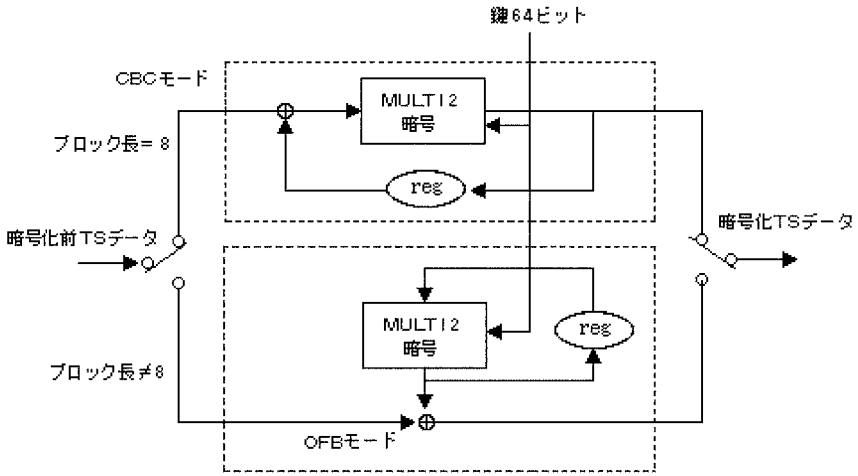
二　スクランブルを行ったモジュールには、当該スクランブルの手順を識別する情報、当該スクランブルの解除の手順を識別する情報、当該モジュールを含む放送番組を識別する情報及び当該スクランブルに関する関連情報を識別する情報を含む情報を付加することとする。

３　標準方式第四十七条の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、同期パケットを伝送するトランスポートフレーム全体とする。

二　スクランブルの手順は、別表第四号から別表第七号までのいずれかとする。

別表第一号



注１　ＭＵＬＴＩ２暗号は、別記第１に示す。

２　(reg)は、レジスタを示す。以下同じ。

３　⊕は、排他的論理和を示す。以下同じ。